
「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

日証協 平成 21 年 4 月 24 日

本協会の会長その他の候補者の推薦を行う人事推薦合同委員会のメンバーに総務委員会委員長（会員理事）を加えるため、「人事推薦合同委員会規則」を一部改正した。

本規則改正は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 24 日
日 本 証 券 業 協 会

1．改正の趣旨

本協会の会長その他の候補者の推薦は、会長、自主規制会議人事推薦委員会委員及び証券戦略会議人事推薦委員会委員で構成される人事推薦合同委員会で行っている。

自主規制会議議長（公益理事）及び証券戦略会議議長（会員理事）は、規則上ともに同委員会のメンバーであるが、定款（第 43 条第 2 項）で両議長と同等に位置づけられている総務委員会委員長（会員理事）はメンバーではない状況にある。

そこで今般、総務委員会委員長（会員理事）を、人事推薦合同委員会のメンバーに加えるため、「人事推薦合同委員会規則」の一部改正を行うこととする。

2．改正の骨子

人事推薦合同委員会を構成する者に総務委員会委員長を加える。（第 3 条第 1 項）

3．施行の時期

平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

以 上

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 21 年 4 月 24 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(構成)</p> <p>第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第 10 条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者、<u>第 14 条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者及び総務委員会委員長</u>を委員として構成する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 人事推薦合同委員会</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第 10 条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者<u>及び</u>第 14 条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者を委員として構成する。</p> <p>2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を除く。）会員理事（証券戦略会議議長を除く。）会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べるができる。</p> <p>3 人事推薦合同委員会は、前項に定める推薦のうち、会員監事及び常任監事の候補者については、監事会が同意した者を推薦するものとする。</p>